

当座勘定規定(福銀パーソナルチェック用)

※下線が追加・修正部分

改定前	改訂後
<p><b>第1条(当座勘定への受入れ)</b></p> <p>(1) 当座勘定には、現金のほか、小切手、手形、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」という。)も受入れます。</p> <p>(2) ～(4)(略)</p>	<p><b>第1条(当座勘定への受入れ)</b></p> <p>(1) 当座勘定には、現金のほか、小切手、手形、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」という。)も受入れます。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u></p> <p>(2) ～(4)(略)</p>
<p><b>第7条(当座勘定の払戻し)</b></p> <p>(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、届出の代理人が自己の名義で振出した小切手、約束手形または引受けた為替手形についても、この当座勘定から支払います。</p> <p>(2) ～(4)(略)</p>	<p><b>第7条(当座勘定の払戻し)</b></p> <p>(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、届出の代理人が自己の名義で振出した小切手、約束手形または引受けた為替手形についても、この当座勘定から支払います。<u>なお、2026年9月30日を超えて振出した場合は、当座勘定から支払いません。</u></p> <p>(2) ～(4)(略)</p>
<p><b>第8条(小切手用紙、手形用紙、払戻請求書)</b></p> <p>(1) 当行を支払人とする小切手を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。なお、当店を支払場所とする約束手形を振出す場合も同様とします。</p> <p>(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>(3) ～(4)(略)</p>	<p><b>第8条(小切手用紙、手形用紙、払戻請求書)</b></p> <p>(1) 当行を支払人とする小切手を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。なお、当店を支払場所とする約束手形を振出す場合も同様とします。<u>ただし、2026年9月30日までに振出してください。</u></p> <p>(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ2026年9月30日までに振出された手形であることを確認してください。</u></p> <p>(3) ～(4)(略)</p>
<p><b>第13条(支払保証に代わる取扱い)</b></p> <p>小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当行は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</p>	<p><b>第13条(支払保証に代わる取扱い)</b></p> <p>小切手の支払保証はしません。</p>

改定前	改訂後
<p><b>第17条(振出日、受取人記載もれの小切手、手形)</b></p> <p>(1) 小切手、手形を振出しましたは為替手形を引受ける場合には、小切手要件、手形要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。</p> <p>(2) (略)</p>	<p><b>第17条(振出日、受取人記載もれの小切手、手形)</b></p> <p>(1) 小切手、手形を振出しましたは為替手形を引受ける場合には、小切手要件、手形要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、2026年9月30日を超えて振出されたもの、または振出日の記載のないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u></p> <p>(2) (略)</p>
<p><b>第18条(線引小切手の取扱い)</b></p> <p>(1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に振出名義人の署名があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。</p> <p>(2) (略)</p>	<p><b>第18条(線引小切手の取扱い)</b></p> <p>(1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に振出名義人の署名があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>なお、2026年9月30日を超えて振出されたもの、または振出日の記載のないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することがあります。</u></p> <p>(2) (略)</p>
<p style="text-align: center;"><b>2. 小切手用法</b></p> <p>1. (略)</p> <p>2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。 <u>なお、先日付の小切手でも呈示を受ければ、支払うこととなりますからご承知おきください。</u></p> <p>3. ~8.(略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>2. 小切手用法</b></p> <p>1. (略)</p> <p>2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。先日付の小切手でも呈示を受ければ、支払うこととなりますからご承知おきください。 <u>なお、2026年9月30日を超えて振出された場合は、当座勘定から支払いません。</u></p> <p>3. ~8.(略)</p>
<p style="text-align: center;"><b>3. 約束手形用法</b></p> <p>1. ~2.(略)</p> <p>3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>できるだけ記入してください。</u></p> <p>4. ~9.(略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>3. 約束手形用法</b></p> <p>1. ~2.(略)</p> <p>3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。</p> <p>4. ~9.(略)</p>

改定前	改訂後
<p style="text-align: center;"><b>4. 為 替 手 形 用 法</b></p> <p>1. ～3.(略)</p> <p>4. 振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますから<u>できるだけ</u>記入してください。</p> <p>5. ～11.(略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>4. 為 替 手 形 用 法</b></p> <p>1. ～3.(略)</p> <p>4. 振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。</p> <p>5. ～11.(略)</p>